

十七憲法和解

全

津田文庫

文庫 1

1879

5 10 15 20 25 30

雪堂居士述

十七憲法和解

樵山題

明治二十二年二月

發兌 水野藏版



十七憲法知詳

水野藏版

求友會負水野氏前來雪堂居士於一席話於聽可予予語
 之曰く國民ぞして此十七憲法を奉ずんば何の墮あり
 べし此洪恩を忘れぬる傍生も心より由て是を刻に
 四海兄弟を賦施し共其恩澤を浴せんと欲す予曰く
 嗚呼其功德多る慧行禪定此力用にて勝於多く信業の力ら
 實不可思議也速に龍力の如く以て四天下多生此衆庶
 不配雨すなり此舉や全く佛法力の然ら志むる處より本
 會の大旨意亦此事ありと隨喜此阿まの由致を端し書に

玄衆拜画並由序



うつらわらふ
 君を慕ふ
 希をのた
 人のおもひ
 大いなる

如 一 子
念 衆 生

三洲北士長茨



十七憲法和解

求友會員雪堂居士廣瀬進一口述

求友會員藤田祐真筆記



過日求友會の席上小て聖德皇太子の制定あらせられし十七憲法の事を御話し申しまししが本日是其和解を致しませし
十七憲法は推古天皇十二年夏四月戊辰の日即ち三日小皇太子親ら肇めて作り給ふ所あり抑も我日本帝國の國初に於ては神あららの道に隨ひ政ごちて別小書き記せし法制とては無ありしとの見由人王第
三十四代推古天皇の朝までい法制ありしや否や後世に於て得て詳小
に屬あらむ故に古來の學者も此十七憲法を以て本朝法制の初めと定
めたり實に我皇朝ふ於て國憲制立の初と謂ふべし

一曰以和為貴無忤為宗人皆有黨亦少違者是以或不順君父亦違于隣里然上和下睦諧於論事則事理自通何事不成

以和為貴とは人は尊卑上下親疎貧富を通じて和睦して生活を履き天性を具へたるものおれバ首として和を貴ぶへいとあり無忤為宗とは忤ふことおきは即ち和あり人互に忤ふときは世乱れ安堵を多しこと能はず故に忤ふことおきを宗とせよとあり人皆有黨亦少違者とは人情ハ同氣相求むる者おれば黨あらざるを得己れの好む所に倣り我同類の人を尊ぶは人情の免かれざる所おれども眼を公平にして彼我乃差別を見む均等にあらむれば我同類を彼の同類と共に同一の位地にして均しく凡夫たるを免れむ故に特達乃者は少ふいとあり然るを我身負にて我あらではと云ひ募り勝他を好むは人情の弊おれば是を以て君父に順はず隣里に違ふ者あるに至るあり君父不順はを隣里

1879

に違へば即ち乱あり之を能く教へ諭して能く君父に順はしめ能く隣里お協はしめ上和下睦と即ち上和らき下睦くあるは政と教との功あり是の如くあるときハ國治り時平らなるあり諧於論事等は概ね朝廷に於て政治を為すことに言を立たるものおれども處世の事ハ總て皆此理に外ならざるあり事を論むれば較むれば争ひを生じ却て害を招き易きものあり然るを能く其事柄の本末を論究して互に了解するときは其事物の道理自然にお通暢して共同一致何事不成らざらんとあり天下太平國土安穩息災延命子孫長久の基はての金言を遵奉するに在り

二曰篤敬三寶三寶者佛法僧也則四生之終歸萬國之極宗何世何人非貴是法。人鮮尤惡能教從之其不歸三寶何以直枉篤敬三寶とは上一人より下萬民お至るまで篤實に佛法僧の三寶を敬

信せよとありこの佛法僧也の四字は古寫本に本文に書き綴りあれと
 も拾苴抄には三寶者の註ありとあり従ふべきあり四生とは法華隨
 喜功德品に見ゆ即ち胎卵濕化を云ふなり終歸とは畢竟歸着する處と
 いふ意味ふて一切衆生の死彼生此の苦を免れて終極歸着し無量壽極
 樂の果を得べき道は此佛法僧の三寶ありとあり萬國の極宗とある
 國乃字元享釋書には化に作る此三寶は地球中各國の宗教多しと雖と
 も此法に超過する法なければ萬國宗教中の至極の宗旨とあり何れの
 世誰れの人か此貴法に遭遇の因縁なければ止む苟くも因縁順熟して
 此貴法に遭遇せば必き也從來の迷執を捨て此三寶の貴重なるを信知
 すべしとあり人鮮尤惡等とは元來人は心性元と善ふればたとひ煩惱
 のあふ汚染せらるる心の王は必き清らるるあるものかれは世間の
 罪惡を犯す者も犯後は必き後悔の心あるものあり或ハ犯時人の眼を

恐ひ犯後も其發覺を恐る如き是れ皆心性固有の善の作用あり故に
 甚しき惡人と雖とも之を能く教誨しぬれば其本心も還復せしむるを
 得べきあり其教たる三寶に依らずんば何を以てあ枉れるを直きを得
 んやとあり

三曰承詔必謹君則天之臣則地之天覆地載四時順行萬氣得通地欲覆天
 則致壞耳是以君言臣承上行下靡故承詔必慎不謹自敗
 是章は君臣上下の名分を嚴に定べきを定めたるあり天子の命之を詔
 といふ臣たる者其詔を承りては必き謹み其旨を奉行すべきあり君は
 之を天に譬ふ臣は之を地に喩ふ戴く所之を天として踏む所之を地と
 きて天即ち覆ひ地即ち載るるあり君臣の關係亦是の如しとあり春夏秋
 冬の四時順次流行して背逆なければ天地兩間の萬氣よく通すること
 を得べしとあり萬氣とは天地間の萬物皆此空氣に生育せらるるあり

かゝ四時其時を違へて順行せず空氣閉塞して流通せざるときは兩間の萬物其生育を遂げば君臣上下の交際も亦復是の如くとあり若し地に於て天を覆さんと欲せば壞を致し天地晦冥上下否塞して天地人の三文致に滅せんのみ是は喻あり此を以て君の言は臣承り上行へは下效らひて靡くべいとあり故に君の詔を承りては必き慎むべし謹まずんは自ら敗れんとあり實に我國君臣上下其分を守りて一系萬世の帝統を奉戴し外國も卓絶する所以は此憲法の效と謂ふべし

四曰。群卿百僚以禮為本其治民之本要在乎禮上不禮下不齊下無禮必有罪是以君臣有禮位次不乱百姓有禮國家自治

禮は國を治むるの要あり孝經に上を安んじ民を治むるは禮より善きはありとあり群卿とは今云ふ勅任已上ぐらゐの大長官を指し百僚とは奏任官以下の官吏を指たるあり以禮為本とは上下の分を明かす

く尊卑の等を分つ皆禮を本とす政府の民に臨み之を治むるの本は要其禮法を亂らざるに在るあり若し上禮なきとせば下亂れて齊はむ若し下禮なきとせば必き國法を破り罪刑に處せらるゝに至る是を以て君臣上下禮ありときは位次亂れざりて朝廷靜肅あり百姓禮あるときは人民安堵して政府の命令を遵奉して國家自ら治るとあり國家とは家の集る之を國といふ謂ゆる天の下と云はんが如し

五曰。絶發棄欲明辨訴訟其百姓之訟一日千事一日尚爾况乎累歲頃治訟者得利為常見賄聽讞便有賤之訟如石投水之者之訴似水投石是以貧民則不知所由臣道亦於焉闕

此は訴訟の弊を生せしめざる為あり被治者の治者に望む所其利害を感ざる訴訟より太甚しきはあり古今政治の良否も亦訴訟に於て之を見るを得べし若し裁判官たる者私欲を逞ふし内諾を聞くとときは賄賂

公行して無財無力の貧民は聲を吞て冤屈に泣くことあるあり養とは謂ゆる大食の事あり是ハ左傳文公十八年の傳小繆雲氏の不支子の事を載せて杜預の注小賤を貪るを養とあり食を貪るを養と云ふ養とは謂ゆる苞苴賄賂を貪るを云ふあり欲とは利欲の事にして貨賄を貪欲を云ふ裁判官たる人は此養と欲とを絶棄して公平廉直ハ人民の訴訟を裁判せよとあり明辨訴訟とは辨といハ是非曲直を辨へ究め冤枉僥倖あるらむるを云ふあり訴訟とは令の公式令義解に冠を告ぐるを訴と云ひ賤を争ふを訟といふとあり今ハ民事刑事に通して訴訟といふ其百姓之訟等とは夫れ天下の廣き百姓人民の性命權利財産に關する訟一日數千の事件あり一日尚ほ是の如く況んや歳を累ぬるをや若し延滞して速に其審理を為さるときは人民の不幸擧げて數ふべけんやとあり頃治訟者以下は裁判官の弊を擧げて誡めたるものあり

頃治訟者とは裁判を云ふ人を指すあり此人にして養欲の心甚しく賄賂を取るを常と云ふ賄賂の輕重を見て讞を聴くときハ讞といハ罪を議し獄を評するを云ふ訟と云ひ讞と云ふ文を互ふをものにして民事刑事の二を合むものとも便有賤之訟等として即ち賤ある者の訴は石を以て水に投するが如く其言行はれてさあふことあり堅を以て柔に投するが如く其勢ひ必き入る何時も訴訟に勝を得べきとあり之者之訴等として賤なき者の訴は賄賂を費やさざる故小水を以て石に投するに似て其言受くることあきあり柔を以て堅に投する如く必らむ入るべからざるあり果して是の如くあるときハ賤なき者由る所を知らずと倚頼する途を失ひ冤枉を吞んで止むべし其弊や民上に服せむして國終に乱るべし臣道亦於焉闕るとは是の如く賄賂を取る者は上を欺き民を誣ゆるものにして實に國家の罪人と云ふべしとあり

六曰懲惡勸善古之良典是以無匿人善見惡必匡其諂詐者則為覆國家之利器為絕人民之鋒劍亦佞媚者對上則好說下過逢下則誹謗上失其如此人皆无忠於君無仁於民是大亂之本也

懲惡勸善とは政治の要是に外ならずるなり國に刑罰を設くるハ惡を懲す為なり君の賞勲を行ふは善を勸むる為なり此懲惡勸善は古之良典として古來よりの良典なりとあり故に人の善を匿さむ之を勲賞して勸むべく人の惡を見ては必き懲罰して匡すべしとあり諂詐者等とは是は諂詐佞媚の甚た惡むべきを擧て之を誡むるなり諂はへつらひ詐ハあさむく君の過失を諫めすし之に諂諛一人の功勞を欺きて君の聽を覆ふは小人の所行にして君たるもの若し此の小人を近くるときは下情上に達せしめて終小國家を失ふ實に諂詐は國家を轉覆するの利器にあらむや人民の命脈を絶つる鋒劍不阿らばやまは佞媚者は

佞辨媚態を以て何人にも能く思はれんを私心より上小對しては下の過を説き下に向ては上の失を誹謗を上下彼此の間に兩舌して其和睦を乱るものあり夫れ是の如き人とは諂詐者佞媚者を廣く指すなり皆君小忠なく民小仁なく實に之れ大亂の本也國家を亡すべき本なれば人の君長たる者は是の如き人を近くべからばとあり

七曰人各有任掌宜不濫其賢哲任官頌音則起姦者有官禍亂則繁世少生知克念作聖事無大小得人必治時無急緩遇賢自寬因此國家永久社稷無危故古聖王為官以求人為官不求官

人各有任とは君主には君主の職任あり臣民には臣民の職任あるを云ふ掌とは謂ゆる職掌にして上下臣民宜しく乱れざるへしとあり若夫れ賢者哲人官小任をるときは事務能く舉り人民安堵して頌音則ち起るとあり頌音とは我あ大君の御代を千代に八千代小かはらんと稱揚

一七 實法系解
一 聖賢の事
五 水野
六 里
七 痛
八 疾
九 疔
十 瘡
十一 疥
十二 癩
十三 癬
十四 癩
十五 癩
十六 癩
十七 癩
十八 癩
十九 癩
二十 癩
二十一 癩
二十二 癩
二十三 癩
二十四 癩
二十五 癩
二十六 癩
二十七 癩
二十八 癩
二十九 癩
三十 癩
三十一 癩
三十二 癩
三十三 癩
三十四 癩
三十五 癩
三十六 癩
三十七 癩
三十八 癩
三十九 癩
四十 癩
四十一 癩
四十二 癩
四十三 癩
四十四 癩
四十五 癩
四十六 癩
四十七 癩
四十八 癩
四十九 癩
五十 癩
五十一 癩
五十二 癩
五十三 癩
五十四 癩
五十五 癩
五十六 癩
五十七 癩
五十八 癩
五十九 癩
六十 癩
六十一 癩
六十二 癩
六十三 癩
六十四 癩
六十五 癩
六十六 癩
六十七 癩
六十八 癩
六十九 癩
七十 癩
七十一 癩
七十二 癩
七十三 癩
七十四 癩
七十五 癩
七十六 癩
七十七 癩
七十八 癩
七十九 癩
八十 癩
八十一 癩
八十二 癩
八十三 癩
八十四 癩
八十五 癩
八十六 癩
八十七 癩
八十八 癩
八十九 癩
九十 癩
九十一 癩
九十二 癩
九十三 癩
九十四 癩
九十五 癩
九十六 癩
九十七 癩
九十八 癩
九十九 癩
一百 癩

賢嘆することあり姦者等とは若くは姦悪なる人僥倖して官を持つときは私欲を逞ふ人民の憂を顧ざる故人民已むを得ざりて不服を唱へ國家の禍乱則ち繁く起るべしとあり世は生知とは世には生れあらにいて聖智の人は少くあるべきか人能く學問して事物に思慮分別を費やすときは能く物を處置するに聖人の所為と同一効を得べしとあり是は人小勉強を勧めたるあり事無大小等とは天下の事ハ大事となく小事となく其處置宜しきを得るは人戈に在りて人戈を得れハ皆よく治まるとあり人戈を得ざれば小事と雖とも治られぬとのあり況や大事をや必をや人戈を得て然る後ち大となく小となく事皆治るべし時無急緩とは政治を施す時機にハ急にすべきと緩みすべきとの程合あるかのあり然れとも急小をべき時となく緩にすべき時となく賢者に遇へハ自ら寛あるべしとあり賢者小非されハ此急緩を誤り時機

を失するものあり不肖者は緩に處するも寛平公明あるを得ざ況や急に處するに於てをや必ずや賢者を得て事を處置せしむれば急緩時機を失ふはむして自然に寛平公明あるを得べしとあり因此國家永久とは果して是の如くあるときは國家永久にして社稷危きことあり社稷とい天子が天地山川の神を祭り玉ふを社といふ五穀穀物の神を祭り玉ふを稷と云ふ天子乃職掌ハ社稷を祭るを重しとふす故に社稷の字を以て廟堂の事を云ふあり今ハ天皇陛下の政府と云えんが如し故聖王等とは官の爲に其任に堪へたる人を求め其職掌を盡さしむるときは禹の水を治めたるお如く天下後世の大利益を起し上下永久其利に頼るを得べきあり若し人の爲に官を求め官事を以て其人の私欲に任ずるときは天下後世其弊を受くべしとあり

八 群卿百僚早朝晏退公事靡盬終日難盡是以遲朝不逮于急早退必事

不盡

是は朝廷の臣下を誠めたるあり群卿百僚早且に参朝一日たけて退朝せよとあり如何とふれば一日萬機の政を輔け奉公事おろきことあり終日事を執るも盡き難ければあり靡盬とはいとまふと云ふ意あり此を以て朝遅く朝をれば事の急に及ばざることあるべし早く退朝するときは事を執るに盡きざることあるべしとあり

九曰。信是義本。每事有信其善惡成敗。要在於信。君臣共信。何事不成。君臣無信萬事悉敗。

是れ亦君臣各共不信の貴ぶべきを述へたるあり信是義本とは猶ほ道の本と云はんか如し論語曰人而無信不知其可也大車無輓小車無軌何以行之哉每事有信とは事を處するに信なければ車の轄なきの如し萬機の事善となく悪となく成となく敗となく其要は信一つにあり信を

以て本として善を勧め悪を懲り功罪を成敗するとき人皆服するものあり君臣共に信あるとせば何事の成らざらん君臣共に信なくんば萬事悉く敗れんとあり

十曰。絶念棄瞋。不怒人。違人皆有心。心各有執。彼是則我非。我是則彼非。我必非。聖彼必非。愚共是。凡夫耳。是非之理。詎能可定。相共賢愚。如環无端。是以彼人雖瞋。還恐我失。我獨雖得。從衆同舉。

是は君臣上下互に心術を謹み和睦を為すの本を教へたるあり忿とは心のいかりを云ふ瞋とは面に現はれたるを云ふ今は通じて人を以て不快を感せしむるの心相を指すあり此の心相を絶へ棄てよとあり是は自らを誠めたるあり人の違ふを怒らばとは若し他人より不快を感ぜしむるの心相を我示しめたるときは其境縁に對して我亦亦忿ること勿れとあり他人の己が意思に違ふは謂ゆる逆境なれば此境縁に

對すれば我亦忿を發するは人情の免れざる所あり然れどもこの
本文を會得しぬれば虚舟に對するが如く突つて止むべきのみ豈に忿
を發すべけんや何と云れば人皆各其心に執る所あり執は謂ゆる執着
あり謂ゆる我見あり我執は凡夫の自体あれば我身ほど善しと信する
者は世ふは阿ら下我自ら我を好すれば彼亦自ら彼を好む是れ我と
我と周旋するあり故に彼の是は我の非我の是は彼の非我必ず聖に非を
彼必を凡に非す公平均等にあらむれば我永く是なるに非ざる彼永く非
ふるに非す是非の理得て究むべからば仮令一時我是とするところは
果して是にして彼の非は果して非なるを此れ一時の幻相のみ我永く
賢なるに非ざる彼永く愚なるに非ざる彼我相互不或ハ賢或は愚玉環の輪
の端なきが如し是を以て彼の人には忿ると雖ども我が失を恐れよとあ
り斯る道理あるを以て仮令彼人は忿を含み我に不快を感せしむると

雖ども我は我が獨を慎み却つて我が失を何らさるんことを慎むべき
あり偶々我得たりと思ふを我意を振り立てて衆望に隨ひ和同して
事を舉行せよとあり此章は實に太子道法の根元を看破して定められ
しものにして處世の要唯此一章を服膺せば終身行ふて餘りありと云
ふべし

十一曰明察功過賞罰必當日者賞不在功罰不在罪執事群卿宜明賞罰
是は賞罰宜く其當然を得べきことを定めて時弊を矯たるあり功は効
果を云ひ過は誤失を云ふ群臣の功過を明察し功を賞し誤過を罰する
必ず其當を得よとあり日者とは頃ごろといふ謂ゆる時弊を擧ぐるあ
り賞するに功に於てせむ罰するに過に於てせむ其當を得ざる是れ弊
害あり賞罰の職務を負擔する執事群臣宜しく賞罰を明らに其弊を
矯むべしとあり

十二曰。國司國造。勿歛百姓。國靡二君。民無兩主。率土兆民。以王為主。所任官
司。皆是王臣。何敢與公賦。歛百姓。

是は地方官を誡めたるより國司國造とは此時代に當りて朝廷より某
の國の司として派遣する人之を國司と云ひ出雲の國造の如く土着に
して其地方に政令を施す者を國造と云ふ是等輒々すれば國稅の外に
百姓より私稅を收斂することあり此弊を誡めたるより國靡二君等と
は國土に二君兩立あり所謂普天の下王土ふあらざるは亦く率土の濱
王臣ふあらざるは亦く國司國造みふ是王臣あり何ぞ敢て公賦と共に
百姓に收斂することを得んやとあり

十三曰。諸任官者。同知職掌。或病或使。有關於事。然得知之日。和如曾職其以
非與聞。勿防公務。

是章は任官者の私意を狹んで公務を妨ぐるを誡めたるより諸任官者

とは謂ふ所の官職を帯ひ責任あるものをついふあり同通知職掌とは和
同して自ら命ぜられたる職掌を任知せよとあり知は猶ほ掌ると云ふ
が如く或は疾病に依りて出仕せざる者も有り或は君命を奉じて外に
使赴くる者も有り時として其知る所の事に欠席することあるへし然
れども病癒て出仕し使より復命して職掌を任知するの日には已れ欠
席の間に處分したる事務に於て其事に任したる人より其事由を承知
して已も亦其事に與りたるが如くに和同して曾てより承諾任知せし
如せよとあり已れ欠席して與り聞かぬ非をといふを以て既に處分せ
し事務に付き安りに異論を生じ公務を妨ること勿れとあり是亦首章
の以和為貴の意を敷衍せしに外あらば

十四曰。群臣百寮。無有嫉妬。我既嫉人。人亦嫉我。嫉妬之患。不知其極。所以智
勝於已。則不悅。戈優於已。則嫉妬。是以五百歲之後。乃今遇賢。千載以難待。

聖其不得聖賢何以治國

此章は群臣互に人の能を嫉妬することを誡めたるあり政治は公平を貴ぶ賢能をして力を盡さしむれば政事不弊なく上安く下樂む故に群臣百僚たる者他人の賢能を嫉妬すること勿れとあり賢を害するを嫉と云ひ色人を害するを妬と云ふ我既嫉人等とは人情の免れざる所あり智恵已に勝る所あれば嫉妬して之を喜ばむ武器已に勝る所あれば嫉妬して之を害せんとむ此を以て五百歳の後に偶々賢者に逢ふも其賢者を嫉妬する故に賢者をして其能を盡さしむるは如く夫れは千歳を経るも亦以て一人の聖人を待ち得ること難あるべし是れ實に賢者なきに非を聖人なきに非ざるも衆人舉て之を嫉妬し賢者聖人をして其伎倆を盡さしむるときは賢者を得るも猶得ざるの如く聖人を得るも猶得ざるが如し是賢能を嫉妬するの私心よりして是の

如き結果を來すなり國家の政治ハ愚痴の徒の能く處理すへき所非に夫れ賢聖を得れば何を以て國を治めんや苟くも群臣百僚たる者各其私心を去り謙遜を以て賢能に譲り其伎倆を盡さしめば國家の治平は得て期をべし

十五曰背私向公是臣之道矣凡人有私必有恨有憾必非同非同則以私妨公憾起則違制害法故初章云上下和諧其亦是情

是章は臣たる者宜く私欲を棄て公儀を奉すべきを教へたるあり臣民の義務たる私を棄て公儀に歸向すべきあり是れ臣民の道あり凡そ人私欲阿れば必に其欲に覆れて必を恨を含むことあり恨を含むことあるとき必に人と和同すること能はず和同すること能はざれば終に私欲を以て公儀を妨ぐるに至る情相互に起るときは從少微起遂成大惡の言の如く則ち制度に違ひ法律を害ふ尊卑上下の間終に乱る

に至る恐るべきハ私心あり故に首の章小曰く上下和睦と私を棄て公
に向へば恨みあり恨みなければ上下和睦を得るありすなはちその意味
を敷衍するに外あらざるあり

十六曰。使民以時古之良典故冬月有間以可使民從春至秋農桑之節不可
使民其不農何食不桑何服

本章は官の事を擧ぐる官の民を使ふに宜く時を以てすべきを尊ぶべ
きを擧げたるあり民を使ふは土木の事業即ち道路堤防等の事業を指
すあり民力を使役するに其時を限り農桑を妨げざるは古へ聖王の定
むる處の良典あり故冬月有間等とは此時に於て宜く土木の事に從ふ
べきあり春より秋に至るの間は農桑の時節あり妄りに民を使役すべ
からむ若し此時を犯して妄りに民を使役せば農時治まらば蠶桑功
欠るん民若し農事を治むれば百穀實らば人夫れ何をの食めん蚕桑功

を欠かば衣服足らば人夫れ何をの服せん民を使ふに時を以てするハ
治者の最と慎むべきことあり

十七曰。夫事不可獨斷必與衆宜論小事是輕不可必衆唯速論大事若疑有
失故與衆相辨辭則得理

本章は事を處するに衆と議りて其宜を得べく獨斷して私に順ふべか
らざるを云ふ凡そ天下の事一日萬機聖君賢相と雖も獨智を以て決斷
するときは動をすれば敗に陥り易し必ず衆と共に之を論究して其宜
きを得べきとあり然れども小事に至りては其利害の關する處これ輕
し之をしも一々衆と議するときは却て溢滞の恐れあり各其責任ある
官吏をして之を處置せしむべし必ず衆と議るを要せざるあり唯
大事を論談するに至りては衆人と論究せざれば或は誤ちあらん嫌
疑あり故に國家の大事に至りては宜しく衆と相論辨して講究せば事

辭即ち道理に契ふを得べきとあり我聖明の天皇陛下明治二十三年を
 期して帝國議會を開き給ふ亦此の理に依らせ給ふあるべし
 以上略して十七憲法を辨じ了る抑も聖德太子は天子の位に即き王は
 ごと雖とも東宮に位し萬機を摂政したまふ故に此憲法は即ち推古天
 皇の親制したまふ所と同一なりと謂つべし爾來今日に至るまで一千
 三百年の天地は此の憲法の天地にして今日吾人の生息するも亦此十
 七憲法の天地あり吾人宜しく誓て之を奉戴し拳々服膺すべきあり

明治二十二年二月廿日印刷
 同 年 三月一日出版
 版權所有

著述者

東京府士族

廣瀬 進一

東京牛込區若宮町廿五番地

發行者

東京府平民

水野 佐助

東京小石川區柳町廿二番地

筆記者

東京府平民

藤田 祐真

東京芝區三田松坂町廿四番地

勸進於事業

東京府平民

本多玄采

東京京橋區築地三丁目廿九番地

東京府平民

清水亨

西京花屋町横町西入法光寺寄留

同

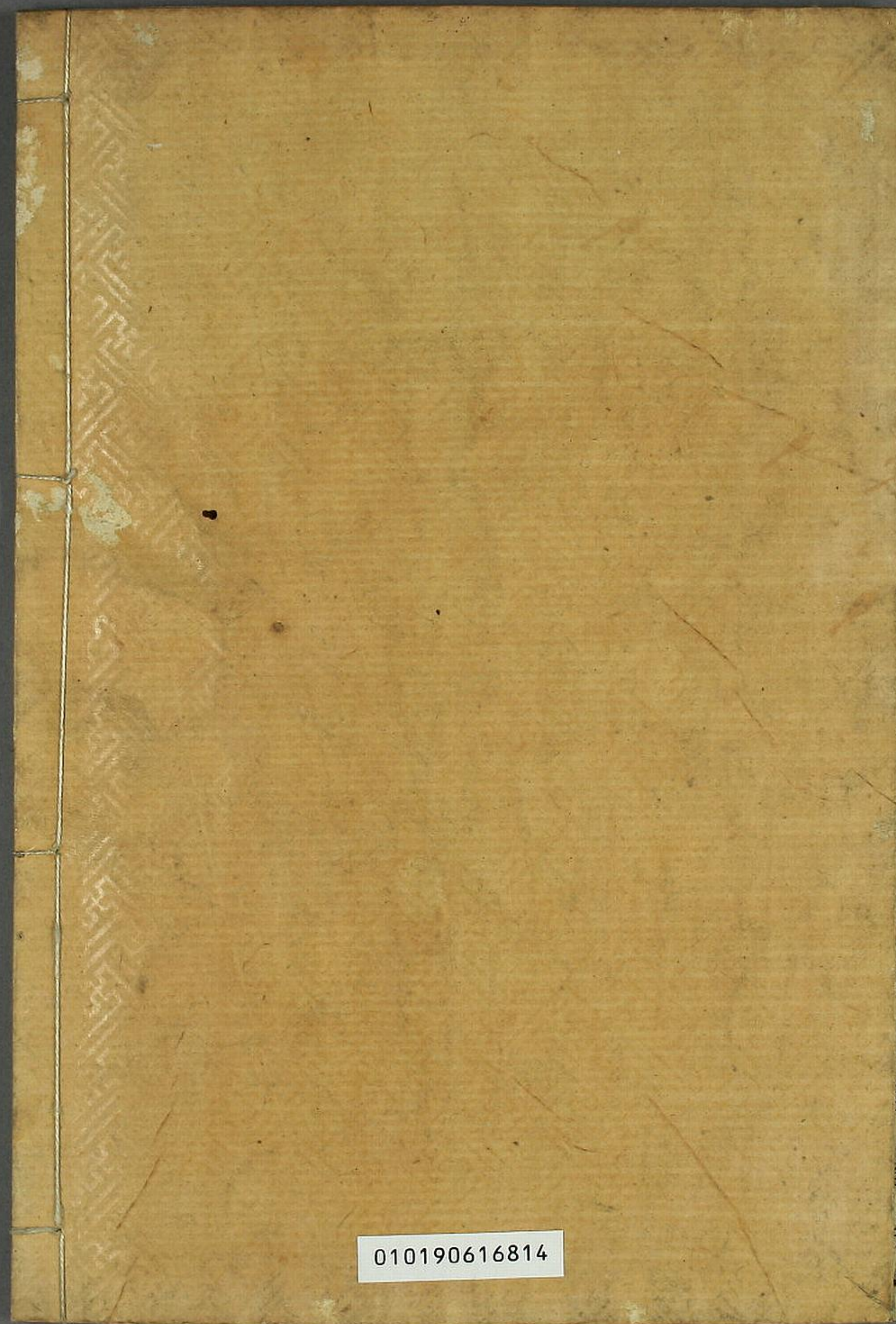
東京府平民

水野貞子

東京小石川區柳町廿二番地

印刷者

同 年 三月一日出版
昭和二十二年二月廿六日出版
印刷者



010190616814